



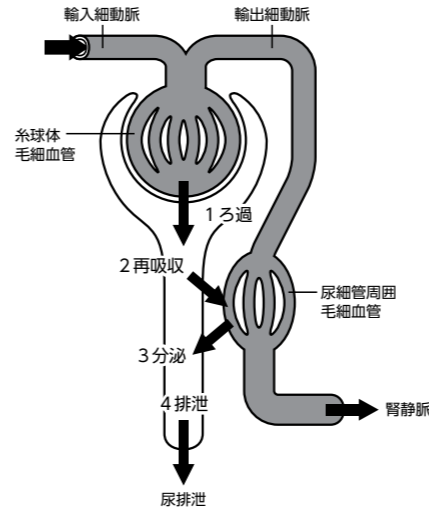
慢性腎臓病を予防しましょう

2月号のすこやか通信では急増しているCKD(慢性腎臓病)についてお話ししました。生活習慣病によって血管が傷み、たんぱく尿が出たり、腎機能が低下しeGFRの数値が下がったりする状態が続くことがCKDです。

○腎臓のはたらき

皆さんは腎臓がどこにあるか知っていますか？腎臓はソラメのような形をしており、背中側に左右に一個ずつあります。中には細かい血管がたくさんあり、血液をきれいにろ過して尿を作る臓器です。

腎臓の中には図のような糸球体と呼ばれるものが腎臓1個の中に約100万個あります。血液がシャープペンの芯くらいの細さの輸入細動脈から糸球体に入り、ここで一定の血圧



糸球体のはたらき

になるように調整をしています。高血圧の人はここでかなり腎臓に負担をかけているわけです。

糸球体の中には毛細血管が糸巻きのようにグルグル巻いていて、そこに圧力をかけて水分やブドウ糖、アミノ酸、ナトリウムなどの栄養素、窒素や薬・毒物を押し出しています。ここで押し出されたのが原尿、おしこの「一番絞り」です。ここで押し出されないものは粒の大きな白血球、赤血球、血小板やたんぱくなどです。小さな粒のブドウ糖やアミノ酸、水分、ナトリウムなどに必要なものは尿細管から再吸収されます。一方、クレアチニン、尿素、尿酸、尿酸塩などの老廃物は尿となって体内から出します。

しかし、腎臓の血管が悪くなると、粒の大きなたんぱくを押し出してしまったり、体に必要な再吸収ができずに尿にたんぱくが出るわけです。

腎臓を守るためには血圧のコントロール、肥満を予防すること、血管を傷つける糖尿病や高脂血症、高尿酸血症(痛風)などの生活習慣病を予防することが必要です。

前回もお話しましたが、腎臓が悪くなっても初期では症状が出ず、血液検査や尿検査でしか状態を確認できないのが腎臓です。大津町が行う国保特定健診には血清クレアチニンの数値から腎機能が分かる「eGFR」の項目が入っています。特定健診を受けて、健康な腎臓を保ちましょう。

平成24年度 ふるさと総合健診

今回の対象者は、40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人です。該当者には申込書を郵送しますので、期限までに申し込んでください。この健診は、特定健診(健康診査)にがん検診をセットにしたものです。半日でできる人間ドックと同じ内容です。※人間ドックと重複して受診することはできません。

今回、申込書が届かなかった国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している住民の皆さんには、10月に予定しているがん複合健診の申込書を7月にお届けする予定です。自分の体の状態を知るために、年に1回は健診を受けましょう。

※がん複合健診は、受けたい検診を選んで受けることができます。

▼申込期限 5月15日(火)

健康福祉課 健康推進係

▼申込先

(町子育て・健診センター内)

☎(294)1075

役場保険医療課 国保・医療係

☎(293)3114

※健康福祉課 健康推進係は、4月から町子育て・健診センターに移転しました

太陽光発電システムに補助を

町では、平成19年度から資源循環型社会の形成を目指し、クリーンエネルギー利用を積極的に支援するために、住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助を行っています。本年度も実施します。

補助金額

町内に立地する企業が製造する

住宅用太陽光発電システム

最大出力値(kW)×6万円

(国の補助金と合わせて30万円を限度)

それ以外の住宅用太陽光発電システム

最大出力値(kW)×3万円

(国の補助金と合わせて20万円を限度)

補助対象

町内に住所を有し、自ら居住する町内の住宅に、新たに太陽光発電システムを設置する人。(1世帯当たり1回限り)

※すでに設置したものは申し込みできません。

募集方法

「先着順」で受け付けます。

平成24年度の予算額は375万円です。予算額に達した時点で受け付けを終了します。

受付終了後は補欠受付を行い、取り下げなどが発生した場合、補欠番号順に受け付けます。

受付開始

4月2日から開始します

手続き方法

システム設置工事の着工前と完了後に2回手続きが必要となります。申請の際は申請用紙と必要書類をそろえて役場までご提出ください(申請書は町ホームページからもダウンロードできます)。補助台数に限りがありますので、まずは申請前にご相談ください。

狂犬病予防集合注射

平成24年度第1回犬の登録・狂犬病予防集合注射を次の日程で実施します。都合により今回注射できない場合は、最寄りの動物病院でも受けることができます。

■犬の登録は、狂犬病予防法第4条第1項の規定により、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合)にあつては、生後90日を経過した日から30日以内はその犬の所在地を管轄する市町村長に申請することが義務付けられています。

■狂犬病予防注射については、狂犬病予防法第5条第1項の規定により、生後91日以上の犬の所有者は毎年1回注射を受けさせなければならないことが義務付けられています。

■料金は1頭につき次のとおりです。

○登録料 3,000円(新規のみ)

犬の登録・狂犬病予防集合注射日程表

期日	時間	場所
4月14日(土)	9:00~9:45	大津東区コミュニティセンター
	10:15~11:45	役場 南側駐車場
4月15日(日)	9:00~9:45	町生涯学習センター駐車場
	10:15~11:45	役場 南側駐車場
4月18日(水)	9:00~9:45	陣内地区公民館分館
	10:00~10:30	岩坂公民館
	10:45~11:15	錦野地区農業研修センター
	13:30~14:00	野外活動等研修センター (旧真城小)
	14:15~15:00	宮本地区農業研修センター
4月19日(木)	15:15~15:45	矢護川コミュニティセンター (旧矢護川小)
	9:00~9:45	杉水地区公民館分館
	10:00~10:30	人権啓発福祉センター (隣保館)
	11:00~11:45	美咲野中央公園
	13:30~14:00	高尾野公民館
	14:30~15:00	瀬田地区生活改善センター

○注射料 2,500円

○注射済票代 500円

■混合ワクチンを接種した後、3週間狂犬病注射が受けられませんのでご注意ください。

■体調の悪い犬や治療中の犬は注射前に獣医師に相談してください。

■注射会場での飼い犬同士によるトラブルが増えていきます。飼い主は飼い犬を絶対に放さないよう管理徹底をお願いします。また、ふんなどの後始末もお願いします。